

森林整備にかかる入札参加者に必要な資格等に関する要綱

令和8年2月4日伺定め

一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)が発注する森林整備(保育等、木材生産等、鉄塔敷等除草作業)にかかる事業についての契約に係る一般競争入札等(以下「入札等」という。)に参加する者に必要な資格等を次のとおり定める。

(入札参加作業種区分)

第1条 森林整備にかかる入札参加作業種区分については、以下の通りとする。

- ア 保育等(枝打ち、保育間伐、病虫害獣防除等、歩道整備)
- イ 木材生産等(搬出間伐、木材生産、作業道開設、作業道補修)
- ウ 鉄塔敷等除草作業

(有資格者の要件)

第2条 入札等に参加することができる資格(以下「資格」という。)を有する者は、資格の審査を申請する日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 保育等の作業種を希望する者にあつては、次に掲げる専門技術者をいずれか雇用していること。

一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士(林業経営、森林土木、林業機械(森林作業システム)、森林環境、森林総合監理、作業道作設のうち、いずれかの部門に登録された者)または林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成8年農林水産省令第25号)第1条第1項に規定する研修修了者名簿への登録を行った者(フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー)または林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第11第1項の規定により知事の指定を受けて滋賀県林業労働力確保支援センターが実施した所定の研修を受講し、当該研修の修了認定書の交付を受けた森林管理技術者(淡海フォレスター)

(2) 現場で作業に従事する者について、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に加入していること。

(3) 都道府県税ならびに消費税および地方消費税に未納がないこと。

(4) 木材生産等の作業種を希望する者にあつては、滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)に定める、木材業者または製材業者の登録をしていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、入札等に参加することができない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 資格の審査の申請における重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者

(資格の審査の申請等)

第3条 資格審査の申請は、随時受け付けることとする。

2 会社の理事長(以下「理事長」という。)は、資格の審査の申請を受けたときは、別に定める項目について資格の審査を行い、その結果を資格の審査を申請した者に通知するものとする。

(資格の審査に必要な書類)

第4条 資格の審査を申請する者は、入札等参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 保育等の作業種を希望する者にあつては、一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士(林業経営、森林土木、林業機械(森林作業システム)、森林環境、森林総合監理、作業道作設のうち、いずれかの部門に登録された者)の認定書の写しまたは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令に規定する研修修了者名簿登録証の写し(登録の日から満5年を経過した者にあつては研修修了者名簿における登録の有効期限の延長通知書の写しを併せて提出すること)または林業労働力の確保の促進に関する法律の規定により指定を受けた滋賀県林業労働力確保支援センターが実施した研修の修了認定書の写し

(2) 労働保険料等納入通知書等労災保険への加入のわかる書類の写し

(3) 都道府県税ならびに消費税および地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(発行後3月以内のものに限る。)またはその写し

(4) 法人にあつては登記事項証明書(発行後3月以内のものに限る。)および印鑑証明書、個人にあつては印鑑証明書

(5) 木材生産等の作業種を希望する者にあつては、木材業者製材業者登録証の写し

(6) 暴力団または暴力団員等でない旨の別に定める様式による誓約書(申請者が地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等(森林組合等)の場合を除く。)

(7) 役職員名簿(役員の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日および性別が記入されたものに限る。申請者が地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等(森林組合等)の場合を除く。)

(8) その他公社が必要と認める書類

(有資格者の登録)

第5条 理事長は、第2条の資格の審査の結果に基づき、資格を有すると決定した者(以下「有資格者」という。)を、森林整備の入札等参加資格者名簿に登録するものとする。

(資格の有効期間)

第6条 資格の有効期間は、資格を有すると認めた日から、属する年度の末日までとする。

(変更の届出)

第7条 有資格者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この「分収造林事業等にかかる入札参加者に必要な資格等に関する要綱」は平成27年10月1日から施行する。
- 2 入札参加者に必要な資格等に関する要綱(平成24年2月6日制定)は廃止する。
- 3 この「森林整備にかかる入札参加者に必要な資格等に関する要綱」は平成29年 8月1日から施行する。
- 4 この改正は、令和3年2月16日から施行する。
- 5 この改正は、令和7年1月21日から施行する。
- 6 この改正は、令和8年2月4日から施行する。